

誠之小学校改築工事計画及び仮校舎建設工事計画説明会 質疑概要

平成29年2月15日（水）午後6時30分から

質問	回答
新校舎と仮校舎は、冷暖房完備か。	冷暖房完備です。
石綿（アスベスト）の有無について、資料 P.13 と P.15 で記述が異なるのはなぜか。	P.13 は仮校舎建設時の部分解体工事で、P.15 は既存校舎の解体工事です。それぞれ、解体する構造物が異なるため、工事計画ごとに記載しています。
新校舎は、屋上が利用できるか。	低学年棟（Ⅱ期工事部分）の「屋上広場」のみ利用できます。
工事車両の出入りによる渋滞について、具体的な対策は。	周辺道路の利用状況を確認しながら、通行量が多い時間帯を避けるなど配慮します。原則、工事車両は路上待機させません。
解体工事による振動が心配だが、どのように対策するのか。	低騒音低振動型の機械を使用し、振動を抑えるように配慮します。また、騒音計や振動計等で規制値を超えていないか確認しながら作業します。
西側の擁壁はどのような形状になるのか。	校舎の工事と並行して、現在の位置から約 50cm 後退した位置に鉄筋コンクリート造の擁壁を造り替え、後退した部分は緑化する計画です。
西側擁壁下の道路に足場を設置するということが、住民の自家用車に対する配慮や説明はどのようにするのか。	仮囲いは車両通行に配慮して設置しますので、通行止めにはしない方針です。施工者が決定し、施工計画が明らかになる段階で、改めて説明会を開催します。
既存擁壁の水抜き穴は塩ビパイプで柵へ繋がれており、パイプが外れてしまうほど水が出ることもあるが、今後はどうなるのか。	擁壁背面に新校舎の地下部分ができるため、崖上の地表面（雨水浸透部）が狭くなり、また、擁壁上部地表面に排水設備を設置するため、現状より改善されると考えています。
擁壁の下は、落ち葉の量が多く、老木が道路に落下したこともある。改築後は、新しく樹木を植える計画なのか。	東京都及び文京区の条例で緑化基準が定められており、擁壁の上にも樹木を植えますが、敷地境界付近は常緑樹にするなどの配慮をします。
体育館を地下に埋めるには、相当掘削することになると思われるが、どのように工事を進めるのか。崖下から土を搬出するのか。	現在の計画段階では、崖上の道路から搬出することを想定していますが、施工者が決定し、施工計画が明らかになる段階で、改めて説明会でお伝えします。

校庭が中央にあり、改築校舎が道路側に配置する計画だが、現在のように、道路側に校庭を配置できないのか。	改築校舎の配置は、現在の校舎とほぼ同じ配置です。なお、既存校舎は地上4階、高さ15m弱ですが、改築校舎は地上3階、高さ10m以下です。
西側の擁壁下に門が2つ新設されるのか。児童が使用するのか。	新たに西門を2箇所設置します。児童の登下校では使用しませんが、西門1は、体育館等の地域開放（平日の夜間又は土日祝日）や災害時の避難所の出入口として、西門2は、車椅子で育成室に通う児童等が利用できる門として整備します。また、学校外から育成室に通う児童等の出入りは基本的に南門となります。 ※注1
正門の前の交差点を大型車両が曲がるにあたり、どのような配慮がされるのか。近隣工事の例でも誘導員をつけている。	必ず誘導員をつけます。
西側の擁壁下の道路レベルに西門ができると水害が心配。地下2階の体育館に避難所を設置することに疑問を感じる。	水害ハザードマップを参考として、浸水対策を考慮した設計を行っており、地下2階の体育館アリーナの床レベルは、擁壁下の道路レベルよりも50cm上げています。
想定外の浸水も考えられる。避難所となる体育館アリーナを地上に設けず、地下2階に設置した理由は何か。	誠之小学校は、10mの高さ制限がある地域に位置します。校舎及び校庭に必要な面積を確保するため体育館を地下に設け、その上の一部を校庭としています。 なお、浸水リスクを考慮し、地下2階の床レベルを崖下の道路レベルより50cm高くしています。
2箇所の西門は、普段は閉めているのか。	西門1は、体育館等の地域開放（平日の夜間又は土日祝日）で利用します。西門2は、車椅子でも使用しやすい、バリアフリーに配慮した門として整備します。 ※注2
自転車置場を設置してもらいたい。	基本的に自転車での来校はお断りしています。改築後も同様の予定です。
西側擁壁の工事が始まる際に、お知らせはあるのか。	施工業者が決定し、施工計画が明らかになる段階で、説明会やお知らせ等でお伝えします。
万が一、本工事の作業により家屋を損傷した場合は、工事請負者の責任において早急に復旧することだが、事前調査等をするのか。	隣接する家の方には、工事着手前の家屋調査を考えています。工事終了後にも同様の調査を実施して比較し、工事による損傷の有無を確認します。

※注1 説明会では「西門2については育成室の出入口にもなっています。ただし、育成室を利用する

全ての児童が使用するわけではなく、正門や南門を利用する児童もいます。」と説明しましたが、上記のとおり訂正します。

※注2 説明会では「西門1は通常利用しません。西門2は育成室の利用者のうち、崖下から利用される方が使用します。」と説明しましたが、上記のとおり訂正します。